

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

### 1. 改正背景及び概要

- (1) 窓口の混雑緩和などユーザーの利便性を向上するため、自動車検査受付装置の全国的な導入を進めており、装置を導入した支局等における受付業務を合理化するため、自動車機構への審査依頼及び検査手数料の消印方法について規定
- (2) 自動車検査証を誤って他の申請者に交付すること等が発生したことから、個人情報の保護に係わる窓口での自動車検査証交付時等における誤交付防止対策について明確化
- (3) 平成30年4月1日より走行距離値が自動車機構の自動車審査高度化施設から電磁的な通知となることに伴い、自動車検査票への走行距離値の記載は行わないこととする扱いを整理
- (4) 平成26年規制のディーゼル大型特殊車両であって排出ガス規制の識別記号がないものにあつては、測定方法を容易に判断できるよう自動車検査証の備考欄に「オパシメータ測定」を記載
- (5) ポールとの側面衝突時の乗員保護の適用を受ける自動車であつて、保安基準第1条の3ただし書の規定による自動車検査証の備考欄への記載を追加
- (6) その他所要の改正

### 3. スケジュール

公布：平成30年3月28日

施行：平成30年3月28日 ただし、3-2-5-2、3-3-1、3-3-2及び3-7-1(1)の規定は平成30年4月1日から適用する。

この改正要領の適用の際、現にあるこの要領による改正前の様式1の検査票は、この要領による改正後の様式に関わらず、当分の間、なおこれを使用することができる。